

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第86号 指定管理者の指定について
- 日程第3 議案第95号 平成20年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第96号 市道路線の認定について
- 日程第5 議案第91号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第97号 瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第87号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第88号 瑞穂市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第89号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第90号 瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第92号 瑞穂市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第94号 平成20年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第13 厚生常任委員会の閉会中の継続審査の件
- 日程第14 発議第13号 「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書について
- 日程第15 発議第14号 長時間労働や日雇い派遣など労働法制の改正を求める意見書について
- 日程第16 発議第12号 議会改革検討特別委員会設置決議について
- 日程第17 発議第15号 幼児教育及び施設検討特別委員会設置決議について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第17までの各事件

追加日程第1 議会改革検討特別委員会委員の選任

追加日程第2 閉会中の継続調査申出書について

本日の会議に出席した議員

1番	清 水 治	2番	土 屋 隆 義
3番	熊 谷 祐 子	4番	西 岡 一 成
5番	庄 田 昭 人	6番	森 治 久
7番	棚 橋 敏 明	8番	広 瀬 武 雄

9番	山田隆義	10番	広瀬捨男
11番	松野藤四郎	12番	土田裕
13番	小寺徹	14番	若井千尋
15番	小川勝範	16番	堀武
17番	星川睦枝	18番	藤橋礼治
19番	若園五朗	20番	広瀬時男

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀孝正	副市長	豊田正利
教育長	横山博信	企画部長	奥田尚道
総務部長	新田年一	市民部長	松井勝一
福祉部長	石川秀夫	巢南庁舎 管理部長	福野正
都市整備部長	松尾治幸	調整監	水野幸雄
環境水道部長	河合信	会計管理者	広瀬幸四郎
教育次長	林鉄雄		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	鷺見秀意	書記	清水千尋
書記	棚瀬敦夫		

開議の宣告

議長（小川勝範君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 諸般の報告

議長（小川勝範君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

お手元に配付しましたとおり、12月15日、厚生常任委員会から、議案第93号について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

また、4件の議案を受理しましたので報告します。

1件目は、12月3日、藤橋礼治君から、発議第12号議会改革検討特別委員会設置決議について。2件目、12月17日、若井千尋君から、発議第13号「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書について。3件目、12月17日、若井千尋君から、発議第14号長時間労働や日雇い派遣など労働法制の改正を求める意見書について。4件目、本日、熊谷祐子君から、発議第15号幼児教育及び施設検討特別委員会設置決議についてです。これらについては、後ほど議題としたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第 2 議案第86号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第 2、議案第86号指定管理者の指定についてを議題といたします。

これについては、文教常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教常任委員長 星川睦枝君。

文教常任委員長（星川睦枝君） ただいま議題となりました議案について、会議規則第39条の規定により、文教常任委員会の審査の経過及び結果について御報告いたします。

文教常任委員会は、12月9日午前9時30分から巢南庁舎の3の1会議室で開会しました。全委員が出席し、執行部から市長、教育長、教育次長及び所管の課長の出席を求め、議案の補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案第86号指定管理者の指定について、要点を絞って審査の報告をします。

これは、市うすずみ研修センターの施設管理業務について、指定管理者に引き続き財団法人NEO桜交流ランドを指定するもので、指定期間は平成21年4月1日からの3年間で、管理業務の範囲として、利用料金の収納に関する業務、原状回復に関する業務、設備の維持管理に関する業務などがあるとの補足説明がありました。

これについては、次のような質疑がありました。

NEO桜交流ランドに支払う指定管理料は、研修センターの利用料金をもって充てるとあるが、研修センターの利用実績はとの質疑で、瑞穂市民の利用として、平成19年度は2件、81人で3,885円、平成18年度は2件、89人で4,514円。また瑞穂市民以外の利用も合わせた実績は、平成18年度は20件で17万5,327円、平成19年度は24件で26万3,990円との答弁がありました。研修センターの利用料金設定の権限についての質疑では、料金は市で設定していると答弁がありました。研修センターの利用料金以外に指定管理料は支払っていないのか、また火災保険料はとの質疑では、ほかに指定管理料は支払っていない。火災保険料は年間4,000円、瑞穂市が負担していると答弁がありました。

全体の経営状況についての質疑では、決算を見ると平成18年度は30万5,062円の赤字、平成19年度は63万2,627円の赤字、平成20年度は上半期で75万8,246円、下半期は予測では299万8,985円の赤字で、温泉の利用者数が減ったことや光熱水費の高騰などが原因にあると答弁がありました。赤字の補てんや維持修繕費は支払っているのかとの質疑では、火災保険料以外には赤字分や維持修繕費も支払っていないとの答弁がありました。利用促進方法についての質疑では、温泉の利用に瑞穂市民は割引があることや、月2回市役所前から無料バスが出ていることをパンフレットや広報紙などでPRしたいとの答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

以上で、会議規則第39条の規定による文教常任委員会の委員長報告を終わります。平成20年12月18日、文教常任委員会委員長 星川睦枝。

議長（小川勝範君） これより、議案第86号指定管理者の指定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。採決では、起立採決とあわせて採決システムも使用し、賛成者または反対者のボタンを押していただくようお願いいたします。

これから議案第86号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方

は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第86号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第95号及び日程第4 議案第96号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第3、議案第95号平成20年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）及び日程第4、議案第96号市道路線の認定についてを一括議題といたします。

これらについては、産業建設常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長 若園五朗君。

産業建設常任委員長（若園五朗君） ただいま一括議題となりました2議案について、会議規則第39条の規定により、産業建設常任委員会の審査の経過及び結果について報告します。

産業建設常任委員会は、12月9日午前9時30分から第3の2会議室において、全委員が出席し、執行部から市長、副市長、所管の部長、調整監、課長、主幹の出席を求め、各議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

各議案ごとに、要点をまとめて報告させていただきます。

初めに、議案第95号平成20年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）についてを審査しました。

これについては、営業費用で職員給与等として106万円増額し、営業外費用で繰延勘定償却として確定した不用額56万5,000円を減額するものと補足説明がありました。

この後、補正予算説明書の26ページにある時間外勤務手当80万円の増額補正と勤勉手当について質疑があり、執行部からは、2月の組織改革により職員数が5名から7名に増員していたが、当初予算には5名分しか計上されていなかった。職員数もふえたが、それ以上に事業的に工事、一般事務がふえた。給水関係担当職員が3名、工事関係担当職員が2名の体制で、給水関係では、給水停止業務を行う中で、夜間も含めて電話の対応、開栓などに係る待機の事務を行っており、工事関係では、1人で設計から監理、精算業務まで、工事を数本担当することになり、やむを得ず時間外対応の事務が残ってしまう。平均として1人10時間程度になる見込みである。勤勉手当とは、勤務評定による勤務成績に応じた基準割合によって支給されるものである、との答弁がありました。

勤務評定により生活給である給与まで影響が及ぶのだから、勤務評定を行う部課長の資質が問われると思う。職員の勤務内容、仕事の段取りが悪く、時間外勤務を申請する場合、それは

どのようにチェックされているのか。基本的に平常は時間外勤務手当の申請はあり得ない。臨時的な緊急な仕事がふえた場合にだけ、やむを得ず申請を認めるものでは。恒常的な時間外勤務手当の申請がある場合は内容を精査しなければいけない。よって、時間外の予算が非常に多く、勤務時間以上に仕事がたくさんあって職員が足りないというのであれば、それは職員を採用しなければいけないのでは。市民から職員はしっかり仕事をやっていると言われるようにやってほしいとの意見がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第96号市道路線の認定については、五六川の歩道橋の設置に伴う路線を認定するものです。認定の予定場所を図面資料で、延長距離、幅員等詳細に説明があり、その後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

以上で、産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。平成20年12月18日、産業建設常任委員会委員長 若園五朗。

議長（小川勝範君） これより、議案第95号平成20年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第95号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第95号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第96号市道路線の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第96号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第96号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第91号及び日程第6 議案第97号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第5、議案第91号瑞穂市税条例の一部を改正する条例について及び日程第6、議案第97号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

これらについては、厚生常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長 松野藤四郎君。

厚生常任委員長（松野藤四郎君） ただいま一括議題となりました2議案について、会議規則第39条の規定により、厚生常任委員会の審査の経過及び結果について報告します。

厚生常任委員会は、12月11日午前9時半から穂積庁舎議員会議室で開会しました。全委員が出席し、執行部からは市長、副市長及び所管の部長、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案番号順に、要点を絞って報告します。

初めに、議案第91号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

これは、9月議会で改正した寄附金税制の拡充について、地方公共団体以外に対する寄附金税制の見直しをするもので、所得税の控除対象寄附金のうちから、県税条例で対象とするものについては、瑞穂市も同様の取り扱いとして寄附金控除の対象に追加するものと補足説明がありました。

これについては、質疑・討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

次に、議案第97号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、現行の出産育児一時金35万円に加えて、出産に係る医療事故により脳性麻痺等になった者及びその家族の経済的な負担を補償する産科医療補償制度に加入された場合については、3万円を上限として加算するという内容の補足説明がありました。

これについては、次のような質疑がありました。

産科医療補償制度に加入していない産科医療機関もあると聞くが、制度へ加入しているか確認する方法はとの質疑では、詳細な情報はまだないが、各務原市に1ヵ所あると聞いている。全国で約99%が加入していると答弁がありました。この改正が可決された場合、出産育児一時金が38万円になると市民に誤解を招くおそれもあるが、この内容を市民に正確に説明する方法はとの質疑では、広報紙等できちんと説明していきたいと答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

以上で、会議規則第39条の規定による厚生常任委員会の委員長報告を終わります。平成20年12月18日、厚生常任委員会委員長 松野藤四郎。以上です。

議長（小川勝範君） これより、議案第91号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第91号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第91号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第97号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第97号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第97号は委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時51分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第7 議案第87号から日程第12 議案第94号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第7、議案第87号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてから日程第12、議案第94号平成20年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）までを一括議題といたします。

これらについては、総務常任委員会に審査が付託してありますので、委員長報告を求めます。

総務常任委員長 藤橋礼治君。

総務常任委員長（藤橋礼治君） 議長より御指名をいただきましたので、ただいま一括議題となりました6議案につきまして、総務常任委員会の審査の経過及び結果について報告をいたします。

総務常任委員会は、12月12日に午前9時30分から議員会議室で開催をしました。全委員が出席し、執行部から市長、副市長及び所管の部長、会計管理者、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。なお、議案第94号については、執行部から教育長、担当の部長、教育次長、調整監の出席を求めて審査に当たりました。

議案番号順に、要点を絞って報告いたします。

初めに、議案第87号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について審査をしました。

この条例の別表に、市の附属機関として、新たに「瑞穂市地域公共交通会議」「瑞穂市食育推進会議」「瑞穂市予防接種健康被害調査委員会」「瑞穂市特別融資推進会議」の附属機関を設置する補足説明の後、質疑として、「特別融資推進会議」の名称について、農業関係資金についての融資なのに、この名称だと農業以外の融資も含まれているように思われる。なぜこの名称にしたのか。また、この機関の構成委員として、農業関係者は何人程度選任されるのか。構成委員に利害関係者が多いのは、仲間意識が働いて適正な審議ができるのか、好ましくないのではなどの質疑がありました。執行部より、他市もこのような名称を使っている。農業以外の融資項目ができれば、その時は区分した名称にしたい。また、構成委員の大半は農業関係者が選任される予定であるが、それぞれ農業委員会、金融機関、行政の代表として、それぞれの専門分野、立場で適正に審議していただくとの答弁がありました。

質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決をしました。

次に、議案第88号瑞穂市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例については、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

次に、議案第89号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について審査しました。

交通事故、犯罪が多い中、根本的に将来展望を検討されたのか。実効性、責任性など仕事の仕方の問題として、非常勤の特別職をふやすことは、基本的には反対である。常勤職員として専門的知識を育成し、安全、防犯を担うべきである。交通安全一つをとっても、市民の安全を24時間守るとしたら、本当にやり出したら切りがない仕事である。さらに防犯までといたら、非常勤の専門職として仕事の内容が明確化されていないのではないかと。1人では少な過ぎる。せめて2人は必要である。非常勤でなく、常勤職員にすべきではとの質疑に対し、現在、交通安全として非常勤職員はいるが、今まで防犯の関係では一人もいなかった。以前から警察のOBを何とかお願いしたいと思っていたところ、今回やっとお願いできることとなった。

現在、北方警察署管内の交通事故は50%が瑞穂市内で起きている。特に犯罪件数は市内で急増している。今までは交通指導が中心だったが、最近は登下校時の不審者の対応など、防犯が主になってきている。交通安全もやりながら、なおかつ防犯もやらなければならない。市として今後も100%警察にゆだねていくのではなく、少しでも市独自として、市民の安全、通学路での交通事故防止、振り込め詐欺対策の講話、危機管理として不当要求への対応、不法居住外国人の問題など、プロの経験を生かした地域への対応、見守り、サポートをお願いしていきたい。このような状況下で具体的にどの程度の内容まで活動していただけるのか、今のところ未知数だが、市民の安全のキーマンとして、まずは一石を投じる意味合いで、今後の推移を見守

ってもらいたいとの答弁がありました。

この後、討論に移り、1人の委員から、市民安全対策監の仕事の内容、定義づけが明確になっていない。月額20万円で非常勤職員を1人置いたからといってどうなるのか。もっと県・県警・市と総合的、戦略的な体制を見直さなければ置いても意味がない、それだけで終わってしまう。この議案は継続審査にして慎重に検討すべきではとの反対討論がありました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決しました。

議案第90号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、役職加算は瑞穂市はどうなっているのかとの質疑があり、県下では上限20%を適用している市もあるが、ほとんどが5から15%を使用しており、当市も上限15%を使用しているとの答弁でした。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

議案第92号瑞穂市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決をしました。

最後に、議案第94号平成20年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）についての審査では、補正予算説明書の11ページに記載された保育所費の委託料、保育士派遣委託料について、現在、同じ保育現場に正規職員、臨時職員、派遣職員と、3種類の職員が勤務している。同じ仕事内容をしているのに、月額やボーナスなど賃金体系も3構造になっていて格差があり、職場環境としてこのような状況が恒常的に続くのは、保育士にとっても園児にとっても非常に好ましくない。問題は、なぜ臨時職員の募集に応募がないのか、仕事の量などと比較して労働条件がよくないのでは、その改善策はとの質疑がありました。

執行部から、採用計画で確保している職員が、急遽、退職、出産、病気などで欠員になった場合、臨時職員を募集することになるが、その臨時職員が採用できなかった場合に、恒常的ではなく、スポット的に派遣委託をしようとするため予算化するものである。賃金の格差に関しては、現在、改善を検討している状況で、来年度に向けて改善していきたいとの答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決をいたしました。

以上で、会議規則第39条の規定による総務常任委員会の委員長報告を終わります。平成20年12月18日、総務常任委員会委員長 藤橋礼治。ありがとうございました。

議長（小川勝範君） これより、議案第87号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第87号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第87号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第88号瑞穂市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第88号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第88号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第89号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 私は、本案につきましては、継続審査で慎重に3月まで審議をしてお決めいただいた方がいいんじゃないかという立場だったんですけれども、全体的にそういうふうになりませんでしたので、結果として反対ということで態度をとらせていただきました。

まず基本的な認識として、防犯、それから交通安全については、まず社会的機能の問題として警察が第一義的にその任に当たるべきではないかというふうに思います。次には、現状の問題としては、穂積の警部補派出所がございますけれども、先ほど委員長報告にもありましたように、北方署管内で交通事故がこの瑞穂市で50%になるという状況、さらには外国人の問題、振り込め詐欺等の問題、それから都市型犯罪の問題等々、瑞穂地区については非常に防犯並びに交通安全ともに重要な地区になっておると思うんですね。ですから、そういう立場からすれば、まず第1としては市民安全対策監というものの位置づけ、そして定義、仕事の内容というものがやや漠としている。極めてアバウトなものになっているんじゃないかというふうに私は思っております。ですから、まず警部補派出所の今の体制でいいのか、警部派出所ということではどうなのか。あるいはまた北方署があるけれども、穂積町の配置の問題はどうなのかというような、そっちの側面からももう少し調査・研究をしていく必要もあるのではないかと。それをそのままにしておいて、行政として何とかしたい、そのために非常勤特別職1名を雇ってやるということは、先ほど申し上げたような現在の瑞穂市の防犯、交通安全の実態からすると、不十分ではないかというふうに思うわけでありまして。ですから、常勤の職員の配置等々も含めて、いずれにいたしましても、もう少し慎重に審査をしていかないと、極めて中途半端なものになっていくのではないかというふうに思うわけでありまして。ですから、そういう観点からして、今の現状のまま、この場で採決をするということについては、ちょっと待ってよというふうな立場も含めて、反対ということで態度表明をさせていただきたいと思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

12番（土田 裕君） 議席番号12番、日本共産党の土田裕です。

今、大まかな議案第89号について、西岡一成さんが述べられたとおりでございますが、私はその観点から、もう一步、実は県議会の議題で篠田議員も述べていただいた、その中に、交番の弾力的な運用ということで質問されています。これの中に、警察本部長がこういうことを述べています。「制服を着て交番前での立ち番や児童の見守りをもって、53カ所に複数の交

番配置して、中心的に時差出勤をし土・日勤務などを導入したい。地域の実情に応じて弾力的に運用し、地域の安全をなしたい」、そのような意見を述べています。ちょうど穂積警部派出所の交番には、今現在2人配置しようという方向でございます。その観点から、この2人の交番制をうまく利用して、市民の安心・安全を守るために活用したらどうかということで、もう少し見直した方がいいんじゃないか。細かい職務内容も今現在ははっきりしていない、そういうようなものがたくさんあります。今、西岡一成さんも言われたように、細かいことをまず審議しながらやっていかなければいけないとともに、ただいまの現状では、警察の天下りの一つじゃないかと言わざるを得ない、私はそう思ってこの意見に反対をさせていただきます。よろしくお願いいたします。以上です。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 16番 堀武君。

16番（堀 武君） 議席番号16番 堀武。賛成の立場から発言をさせていただきます。

私は、市民の安全に関して、できるだけ皆さんのチームワークでやっていかなければならない。警察権力というのは、犯罪が起きたときからの対処というのが警察の主なる考えで、その予防に関しては余りにも微力であると思っております。そのためにも、例えば教育現場における問題点、そういうのに関して、公権力が入るといよりも、やはりそれに関して教育委員会、それから生徒、そして教師、その辺のことのアドバイザー、そういう立場のできるのは、やはりそういう経験を持ち、かつ公権力でないの方がソフトに対処できる、そういう方を迎え、そして市庁舎中におきましても、暴力的なことの対処、公権力が入る前に対処できる、そういうアドバイザーというのは、常に私は必要だと思っております。そういう意味で、今回そういうOBを迎えるということは、私はその中で何でもかんでも幅広くやれということではなくて、やはり西岡議員も少し反対と言いながら前向きな立場でと理解しておるんですけども、やはりそういう密度の濃い形の方を入れて、そして市民がある意味での予防措置と、庁舎内においても職員が安心して対処できるアドバイザー、そういう方が僕は必要だと思っております。そういう意味で、今回に関しては賛成の意見であります。よろしくお願ひします。

議長（小川勝範君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 議席番号3番、改革の熊谷祐子です。

私は、議案第89号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、反対の討論をさせていただきます。

既に二つの反対討論がされましたが、私は、これにつけ加えまして、次のようなことを反対

理由としてつけ加えたいと思います。それは、この議案のように新しいものを設置するとき、今までの状態を変えるということに関して、人が絡むようなことにつきましては、きちんと議案が提案されるまでの経緯を資料としてつけていただきたいと思います。この経緯につきましては質疑が何回かありました、会派説明会、総括質疑で。その説明が一貫していませんで、最初は北方警察署から話が来たという説明であり、次に瑞穂市から県警に市長が要請したという説明もあったりしまして、判然としない部分がありました。

今後は、１．最初の話が出たのがいつ、何月何日何時か。２．場所、何市の何という場所でその話が出たのか。３．その場にいた人、関係者すべての名前。４．会見内容、もちろんそこで書類が出れば書類も保存していただきますし、口頭だけであってもきちんと記録をとること。それから５点目に、それについて話し合われた発言者と内容。この５点を、第１回目から、部長会議も含めまして、議案が提案されるまできちんと記録をとっていただきまして、資料として御提出ください。ほづみ幼稚園の民営化の話もそうでしたが、いつ、どこで、どういう場所で始まって、議案までにどういう話し合いがあって、執行部から もちろんほづみ幼稚園は議案じゃありませんけど 施策として提案されるかという経緯説明は大変重要と考えます。まさかお酒の伴うような席で話が始まったわけではないと思いますが、そのような疑義を払拭する意味においても、経緯についてのきちんとした説明を、同時に資料として今後御提出いただきたいと思います。今回、このようなことがされていけませんので、私は、それも含めまして、前の２点の反対内容にプラスいたしまして、反対とさせていただきます。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） ８番 広瀬武雄君。

８番（広瀬武雄君） 議席番号８番 広瀬武雄でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、議案第89号につきましての賛成の討論をさせていただきます。

る、いろいろ反対の御意見、御討論等をお聞きいたしておりますが、ここに至るまでのいろいろな疑問点、あるいは判然としない点等々につきましては、十二分に総務委員会でも検討されたところでございまして、その辺のところは、今や執行部側に対しまして反省を促すという点はきちんとできているものと認識いたしております。したがって、従来より県の、いわゆる県警に所属する優秀な人物を瑞穂市としても欲しいという依頼を常々しておったところ、タイミングよく、先方の御配慮によりまして、このような優秀な人がいるかどうかという打診があったと承っております。したがって、そういう場合は、間髪入れずに、そのような人材に対して御依頼を申し上げないと、また２年、３年先にしかそういう順番が回ってこないという、いわゆる県独特の人事政策の中における、我々からは判断できない複雑な諸問題も絡ん

でいるんじゃないか、このような観点から理解いたしますと、今回のこの89号議案につきましては、瑞穂市の市民を守るためからも、私は賛成の討論をさせていただくところでございまして、非常にタイミングもいいし、先ほど来のお話から感じますところは、非常に犯罪がふえている中、堀議員の話にもありますように、予防的な措置という観点からも非常にいい案ではないかと、このように考えるところでございます。以上でございます。

議長（小川勝範君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第89号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立多数です。したがって、議案第89号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第90号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第90号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第90号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第92号瑞穂市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例についての委

員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第92号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第92号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第94号平成20年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 9番 山田隆義君。

9番（山田隆義君） 総務常任委員長にお尋ね申し上げます。

総務委員会は、税の問題から、安全・安心のまちづくりをするためには、ソフト面・ハード面をとらえ、公平性の中で予算化されておるかどうかということ、心構えとしてきちっと持っていて審査に入っておられると思いますが、入っておられるか、入っておられないか、まず総務委員会の中の意見で出たか出なかったか。それから、そういう心構えでもちろん入っておられると思いますが、そういう認識を意志統一された上でなされたかどうか、まずお尋ね申し上げます。

議長（小川勝範君） 総務常任委員長 藤橋礼治君。

総務常任委員長（藤橋礼治君） ただいま山田議員の方から、予算は公平に考えておられるかという、こんなような質問だと思いますが、その内容につきましては、審査はしておりませんが、私は、堀市長が公平にこれは考えておっていただけると、こんなふうに理解をしておりますので、これに対して総務常任委員会としてはいろんな検討はしなかったわけでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

9番（山田隆義君） なぜ私はそういうことをお尋ねしたかと申しますと、当然総務常任委員会の方は賢明なる御判断のもとに審査をされておるということは承知いたしておるわけですが、あえてそれを申し上げましたのは、堀市長は、この議場の中でも、いろんなところでもお話しされておることは、瑞穂市の皆様方が住んでいただくのに安全・安心のまちづくりをきちっとやらなきゃならんと。それから、市民が主人公であるので、市民の声を聞いて、かつまた議会は市民の代表の議員さんであるので、議会とよく計らって、手落ちのないように予算化もして執行したいということを言っておられるわけですね。そういう観点から、予算の大半のところの審査は総務委員会が行っているわけです。だから、非常にどの委員会も重要であります。総務委員会はその趣旨に沿って、ハード面・ソフト面、そういういろんな角度からの認識の上に予算の中身について審査されておるかどうかということを知っておるのであって、藤橋委員長以下、総務委員の方を疑っておるということではないわけです。だから、私はそれを聞いておるわけです。

今、委員長の御答弁によりますと、きちんと安心・安全の中で、ハード面・ソフト面を踏まえて予算化されておるということを私らは信用して審査をしたから、具体的に言葉で申し合わせたということはないけれども、そういう経緯で審査したという御答弁がございましたので、そこで質問に入っていきます。

そうであるならば、この予算は、市長が本会議場で言うておりますが、光ファイバーの時代であるので、瑞穂市の中の旧穂積町は光ファイバーは民間の資金できちっと工事をなされたと。しかし、旧巢南町の方は、密集していないということもあって、どうしても補助をしないと光ファイバーの整備を民間でやってくれないということで、債務負担行為の中で予算化をされてくるわけですが、旧巢南町の方で9,000万。私は、合併したからには、先ほど言いましたように、どこに住んでおっても平等の安心・安全、また平等の光を与えなきゃならんとということは認識しておりますけれども、9,000万を負担行為で計上されて、平等の基盤整備をされるということは反対するものではございませんが、私はそれについて1点すかつししない部分があります。

その部分は、安心・安全のまちということに至るところで言われるということであれば、私は、過日から申し上げておるように、治水問題の中で新堀川の改修問題で、総合排水機場が国の公費で、できるところからということで、その排水機場ができたわけです。ところが、そのところへ行く導水路の地権者周辺の理解が得られないというようなことで、一部今暗礁に乗り上げておるわけでありましたが、水がいたら多くの財産を失うわけです。過去の一般質問の中

で申し上げましたように、五ヶ村で住んでおられるのは6,622人、井場・花塚地区は2,325人、計9,000人強の人が住んでおられるわけです。それから、税は、五ヶ村地区は9,000万、それから井場・花塚地区は6億弱の税が納まっておる。

議長（小川勝範君） 山田議員さん、質問はなるべく簡単をお願いしたい。

9番（山田隆義君） 税の公平性を私は申し上げておるんです。だから、簡単に申し上げたら、皆さんが理解をしていただければいいですよ。何でも採決していってしまえばいいと、そういうふうになってはいけないので、私は税の平等性から申し上げておるわけです。

だから、簡単になら簡単に申し上げますが、この件は、私も何も反対するつもりはございませんが、税の平等性と安心・安全なまちづくり、そういうことを認識して、きちっと今後行動で示していただくために僕は申し上げておるんです。だから、僕は反対のための反対をやっているわけじゃありませんよ。だから、議長、その点しっかりと理解した上で指揮を振ってください。

だから、私は、新堀川の改修問題、これは天災じゃないんですよ、万が一のことが起きた場合は。人災だから深刻に考えているんです。この光ファイバーよりはるかに市民の危機に直結することだから僕は申し上げておるんです。これは私は反対しませんから、認めますよ。認めますけれども、今後そういう問題が出てきた場合は、物すごく深い心で、皆さんが反対もせず、しっかり耳を傾けて、慎重に審議のテーブルにのっていただきたい。それにのっていただくために僕は申し上げているんです。提案したのだから、のるのらん、のるなのるなど。それでは、税の平等性と安心・安全のまちづくりをやると市長が言っておる、また議会もそういうことを言っているでしょう。だから、僕はしっかり言ったことだけは責任をとってもらいたいという意味で、頭にきちっと入れてもらいたいために僕は申し上げておるんであって、そんなもん議案と関係あらへんがやと、そういうことを軽く見るから議会が混乱するんですよ。だから、議長は議会のかなめですから、しっかり中身を掌握して指揮を振っていただきたいです。今、議長が議案と関係ないと言うから僕は申し上げておるんです。だから、言った人に対しては、僕はちゃんと申し上げますよ、議事録に残ってもいいから。

だから、総務委員長にまた戻るけれども、予算の執行については、議会が認めた場合は執行部は執行するわけですから、認めるか認めんかを審査するのが総務常任委員会ですから、予算のところは。だから、その見識の上にきちっとやっておられると思うけれども、それをやっておられるとするならば、その前に、非常に重要な基盤整備のところでは治水対策、この問題が提起されておるわけですから、今後そういう問題が提起された場合は、これ以上に耳を傾けて、審査をいい方向へ進めていただけて安心・安全なまちづくりに協力していただくようお願いしたいと思います。

もう一つ、新堀川の問題はそうですが、災害は堤外地区画整理事業組合がかつてございませ

て、私が一般質問で、住民の交通の利便性からいって歩道橋をつくることになっておったと。ところが、どうなっておるんですかとお尋ねしたら、堀市長は、今までに聞いておればすぐにもできておったけれども、今まで俎上にのっていなかったから、今それをのせてやるということは、精算が入っておるで手おくれと。それで堀市長はいいかもわかりませんよ。だけど、地元の関係の人であれば、今までの経緯を踏まえて協力しているわけですから、だから行政も継続性があるわけですから、堀市長が聞いておっても聞いておらなくても、手落ちであるならばそれについての予算も立てて、約束が実行できるように、議員の皆さん方が提案された場合は実現に協力していただく。どこに住んでおっても、税は皆さんがきちっと不公平にならないように審議をして、議決する責務があるわけです。あれが提案したらこれは反対だと。あれがあれだけしゃべったで、おれは気分が悪い。気分が悪いとか反対というのは、個人ならいいですよ。公人ですから、あらゆるところを網羅して審議していただきたいというのが私の願い。

だから、そういう観点からやっていただいたと思いますが、これ以上私は申し上げませんが、今後基盤整備の中でそういう問題が出てくるということは、しっかり議員の皆さんも執行部も御認識の上に、あれがしゃべったからおれは反対してやるということなら、今後議会が混乱しますよ。私は税の公平性、安全・安心のまちづくり、ソフト面・ハード面をとらえて、あらゆる角度から予算編成もされる、かつまた審議をしていくのが我々の義務でありますから、そういうことをお願いしたかったためにあえて声高らかにこの問題を、大変申しわけないと思う部分もありますが、総務委員長にお尋ねしたわけです。総務委員長からしか聞けないからね、執行部に聞けないから。だから、それだけ申し上げておきます。以上です。

議長（小川勝範君） 総務常任委員長 藤橋礼治君。

総務常任委員長（藤橋礼治君） 私も委員長といたしまして、山田議員が2度質問されましたのでびくびくしておりましたが、内容を聞いておりますと、私ども総務常任委員会には一つも付託されておられません。総務に付託されました用件につきましては慎重に審査しましたので、私は今ほっとしておりますが、よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

9番（山田隆義君） 議案に直接中身は付託されておられません、まさにそのとおりです。議会は、付託をされていなくても、その辺の関連であれば、僕は当然審査しないかんとおもいますね。だから、総務委員長は、今の私の言うことに対して、直接中に入っていなかったから審査していないということならいいんですけれども、私があえてここで言うということは、審査しなくても、この中身についていろんな角度から審査があったかどうか、今後そういう問題を含めてやっていただきたいということを……。

〔「議案と関係ない」の声あり〕

9番（山田隆義君） 何も関係ないことはありませんよ。あんたもっと勉強しないかん。何が議案と関係ないの。関係ないことはしゃべってあかんなら、僕もこれから、こんなの関係ないと言いますよ。関係ないことはしゃべるなと言いますよ、私はそういう性格ですから。関係ないことはないんです。だから、しっかり議長はその辺を掌握した上で今後指揮を振ってください。以上です。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「賛成討論」の声あり〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

19番（若園五朗君） この議案の賛成討論としまして、補正予算の詳細の23ページの中に、超高速ブロードバンド基盤整備というのが9,000万、債務負担行為が上がっています。そうした中で、具体的な会派等の説明の中で巣南校区地域という話も出ていました。しかし、穂積校区地内の市街化区域、例えば今回編入になりましたプラントシックス、あの辺も将来市街化区域か住宅地域というようなふう用途変更されていますので、今回この予算の中で、穂積校区も超ブロードバンド基盤整備を含めた債務負担行為ということで、執行部の方をお願いということで、今回の補正については賛成討論とさせていただきます。よろしくをお願いします。

議長（小川勝範君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第94号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第94号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 厚生常任委員会の閉会中の継続審査の件

議長（小川勝範君） 日程第13、厚生常任委員会の閉会中の継続審査の件についてを議題とし

ます。

厚生常任委員会から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続審査申出書が提出されました。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をしました。

議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。午後は1時30分から再開をいたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時32分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第14 発議第13号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第14、発議第13号「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書についてを議題とします。

本案につきまして、趣旨説明を求めます。

14番 若井千尋君。

14番（若井千尋君） 議席番号14番 若井千尋です。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、意見書を提出させていただきます。

藤橋礼治議員、広瀬武雄議員に賛成をいただきまして、「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書を提出させていただきます。

なお、趣旨説明は朗読をもってかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書。

近年、食品の安全・表示に関する悪質な偽装や、有害物質の混入、事故米問題など「食の安全」を根底から揺るがす事件や事故が多発している。

特に事故米問題では、農林水産大臣と同事務次官が辞任する極めて異例の事態に発展した。業者の生命軽視の行為は厳しく処罰されるべきであるが、それ以上に、国民の生命と生活を預かるはずの農林水産省が、その責任を果たさなかつただけでなく被害を拡大させた責任は重大である。国民の不信、怒りは極めて大きい。

現在、農水省では「農林水産省改革チーム」を設置し、業務、組織の見直しを行うための取り組みを進めているところであるが、今後、同様の事態を二度と起こさないためにも、猛省と改革を強く促したい。

また、食の安全に関する問題だけでなく、近年相次いでいる消費者問題はどれも深刻な様相を呈している。政府の消費者行政推進会議の報告書（6月13日）によれば、これまでの消費者事件を検証した結果、やはり縦割り行政の欠陥が大きな要因として明らかになっている。こうした縦割り行政の弊害を、消費者中心に改革するため、内閣府の下に消費者庁を早期創設し、ここを起点に省庁横断的な消費者行政を推進するべきである。

よって、国においては、以下の対策を講じられるよう強く求める。

記1．偽装表示を一掃するため、JAS法を改正し、直罰規定を設けるなど罰則を強化する規定を設けること。

2．農作業の工程管理や農場から食卓に至る衛生管理の普及・促進で食品の安全性を高めるとともに、トレーサビリティシステムの確立で食品の流通を一層明確にすること。

3．輸入食品の安全に関する情報提供を迅速かつ適切に行うとともに、監視、検査体制の強化・拡充を図ること。

4．政策全般にわたり消費者の観点から監視し、強力な権限を有する消費者庁を設置するための関連諸法を制定すること。

5．不正な取引を行う業者に対し、迅速な立ち入り調査に基づく販売禁止や、製品の回収命令、罰則強化などを図るため、消費者安全法を制定すること。

なお、提出先は、内閣総理大臣、農林水産大臣、以上でございます。

地方自治法第99条の規定、瑞穂市議会会議規則第13条の規定によって提出いたします。

以上、御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（小川勝範君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第13号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、発議第13号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第13号を採決します。

発議第13号を原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、発議第13号は原案のとおり可決されました。

日程第15 発議第14号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第15、発議第14号長時間労働や日雇い派遣など労働法制の改正を求める意見書についてを議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

14番 若井千尋君。

14番（若井千尋君） 議席番号14番 若井千尋でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、意見書を提出させていただきます。

藤橋礼治議員、松野藤四郎議員に賛成をいただきまして、長時間労働や日雇い派遣など労働法制の改正を求める意見書を提出させていただきます。

なお、趣旨説明は朗読をもってかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

長時間労働や日雇い派遣など労働法制の改正を求める意見書。

バブル経済崩壊以降、我が国の雇用形態は大きく変化した。多様な働き方ができる社会になった半面、国際競争力維持のために雇用規制を緩和した結果、正規雇用と一時的な雇用の間で、賃金、待遇などの格差が広がっている。今必要とされていることは、雇用確保とあわせてよりよい労働環境の整備である。

特に長時間労働の抑制は喫緊の課題の一つである。厚労省の集計によると、子育て期に当たる30代男性の約4人に1人が週60時間以上の長時間労働（月80時間を超える残業）をしている。また、男性が家事や育児にかかる時間は他の先進国と比較して最低レベルである。こうしたことが、「結婚できない」「子供を産めない」「女性の子育てへの負担感が大きい」ことに結びついているとの指摘があり、少子化を助長する一因ともなっている。

また、日雇い派遣は労働者の保護、雇用の安定、職業能力の向上の観点から見て問題が多過ぎる。

だれもが将来への希望を持って働くことができる社会の実現を目指すため、国においては、以下の点について特段の取り組みを行うよう強く要望する。

記1．法定割り増し賃金率の引き上げやサービス残業の取り締まり強化を図ること。

2．日雇い派遣の原則禁止、登録型派遣労働者の常用化のための措置を行い、派遣労働者の

保護を図ること。

なお、提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、以上でございます。

地方自治法第99条の規定、瑞穂市議会会議規則第13条の規定によって提出いたします。

以上、御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（小川勝範君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第14号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、発議第14号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 本意見書につきましては、半歩でも労働者の雇用条件が前進をすることであれば賛成をしたいと思うんですね。ただ、問題は、この意見書の前提は、派遣労働そのものは認めておられるということなんですね。

ですから、まず1点お聞きしたいのは、国際競争力維持のために雇用規制を緩和した結果、正規雇用と一時的な雇用の間で賃金、待遇などの格差が広がっているということをおっしゃっていただけますけれども、この雇用規制の緩和ということの具体的な内容といいますか、その点についてまず明らかにしていただきたいというふうに思います。

議長（小川勝範君） 提出者、若井千尋君。

14番（若井千尋君） 今の西岡議員の御質問のお答えになるかどうかわかりませんが、趣旨説明は朗読させていただいた内容のとおりでございます。日本の国は経済が発展していくとともに、企業側から見た労働力の維持をするために、派遣社員というか、そういう方が非常に採用されて、そのことによって、昔であれば終身雇用というような形で日本の経済は進んできたと思いますけれども、企業にとって都合のいいような労働力を維持するためにこういう形になってきたのではないかなというふうに解釈いたしております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 今、若井議員がおっしゃったように、まさしく企業の側から見た、企業にとって都合のよい賃金政策ということが本質であるだろうと思います。そういう意味では同感をするわけでございます。それを具体的に考えた場合に、問題は85年に労働者の派遣法が成

立した。これは今申し上げたように、国際的な市場競争に打ち勝たんがために、経団連を中心として日本の総賃金に対する抑制政策が打ち出された。それを小泉構造改革路線の中で徹底的に貫徹してきた。さらには、当初製造業等が除かれておったにもかかわらず、99年には派遣の対象を原則自由化していくというような流れで今日の事態になってしまったのではないかと、いうふうに思うわけなんです。ですから、それに対抗するためには、ここに書いておるように、今必要とされていることは、雇用確保とあわせて、よりよい労働環境の整備であるということなんです。その具体的な中身が、この「記」というところで一つと二つ上げられております。法定割り増し賃金率の引き上げやサービス残業の取り締まり強化を図ること、それから2番、日雇い派遣の原則禁止、登録型派遣労働者の常用化のための措置を行い、派遣労働者の保護を図ることというふうにあるんですが、まず1点目について考えても、法定の割り増し賃金率の引き上げということも大事だと思うんですね。けれども、問題は、例えば時間給750円で3年間一円のお金も上がっておりません。ですから750円で2割5分よりちょっと高くしても、時間給そのものが低いのですから、大したことはないわけですね。もちろん上がることは労働条件を向上させる意味ですから大事なことだと思います。ですから、問題は、時間給も例えば最低1,000円に引き上げるだとか、しかる後にそういう割り増し賃金率も向上をしていくだとかという、もっと幅の広い具体的な内容が問われてくるのではないかと。そして、その前提は、同一労働・同一賃金ですね。非正規と正規の雇用構造が違う、条件が違うということは、やはり同一労働・同一賃金という原則を踏まえたときに、何が具体的に提起をされるかということ、この2番目に書いておる日雇い派遣の原則禁止もそうでありましてけれども、問題は、冒頭申し上げたように、派遣労働そのものをなくしていく。つまり、85年の労働者派遣法が成立する以前の状態にまずは戻していく。自分のところで働いてもらう労働者は自分のところで採用する。そしてきちんと基本給を払う。そして、割り増しは当然のことながら、通勤費であるとか、あるいは家族手当、住宅手当等をきちんと払って、その労働者が一生働き続けていける環境をつくり上げていく、これが企業の社会的な責任であり、人を雇う者の責任である。金もうけのためだけにやるのではなくて、働く人がいなければ物の生産はできんわけですから、そういう企業としての社会的な責任というものを自覚した上でこの内容でなければならぬと思うわけですが、若井議員におかれましては、ほぼ同じことだと思いますけれども、ぜひそこら辺のことについて御答弁いただきたいと思うんです。これだけからでは、何か唐突に二つがたくさんある中から選ばれたような感じがしますので、その基本的なことをしっかり押さえておいていただきたいと思うんです。賛成はするんですけれども。

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

14番（若井千尋君） 今、西岡議員がおっしゃるように、私も全く同感でございます。趣旨説明は本文で読み上げたとおりなんですけれども、現在の経済状況の悪化は、皆さんも御承知

のとおりのところだと思っております。本年の景気の悪化は、明年よりもさらにまた再来年、大変に厳しい状況になってくることが予想されております。そんな中で、派遣労働者の方が本当に毎日いろんな企業で、数百人、数千人単位で解雇になっていく。住むところもない。そういった問題のことがマスコミに出されておりますし、根本的なことは今、西岡議員がおっしゃったとおりだというふうに思っております。その上において、私はこの労働条件を見直す根本的なことはあるかと思いますが、私は意見書というのを、議員をさせていただきまして出させていただいておりますけれども、議員必携の中に、「情報化社会の進展に伴い、住民意識の高揚や住民運動が活発化する傾向を見て、町村議会においても住民世論や行政需要を先取りする政策活動の必要性が痛感されるので、その対応の一つとして意見書の提出権の積極的活用をいま一度考えてみたい」というふうに明記されております。

要するに、今現在、社会がどういう状況で、何が行われて、一体住民の方、国民の方は何を求めているのかということを経験者としてしっかり把握して、その上で本議会で提出させていただいた内容、不十分なところはあるかと思いますが、瑞穂市議会として国に対して一石を投じていくというような思いでこの意見書を提出させていただきました。結論的には、西岡議員のおっしゃるように、根本的なところをもう少し見直していく議論は必要かと思いますが、今現在の状況をかんがみるときに、まずはこの派遣労働者の方の、また日雇いの方を保護する、また労働環境をよくするという意味で意見書を出させていただいたつもりでおりますので、よろしく願いいたします。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第14号を採決します。

発議第14号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、発議第14号は原案どおり可決されました。

日程第16 発議第12号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第16、発議第12号議会改革検討特別委員会設置決議についてを議題にします。

本案について趣旨説明を求めます。

18番 藤橋礼治君。

18番（藤橋礼治君） 議長の許可を得ましたので、ただいまより議会改革検討特別委員会設置の決議について報告いたします。

12月3日、発議第12号議会改革検討特別委員会設置に関する決議について、提出者、藤橋礼治、賛成者は西岡一成議員、星川睦枝議員、小寺徹議員、松野藤四郎議員、各議会運営委員の賛成を得て、瑞穂市議会会議規則第13条の規定により、議長に提出をいたしました。

お手元に配付されております、設置決議の趣旨説明を行います。

設置内容といたしまして、名称、議会改革検討特別委員会。設置の根拠、地方自治法第110条及び委員会条例第6条。目的、地方分権時代に対応した議会運営及び議会議員のあるべき姿を全般的に検討し、これを改革するため。委員の定数を5人以上8人以下。

提出の理由といたしまして、地方分権時代を迎え、議会の運営及び議員の役割はますます重要性を増し、議員に対する市民の期待は日ごとに大きくなるとともに、市民の期待にこたえるべく議員一人ひとりが精進、努力する時代となった。

そこで、地方分権時代に対応した議会運営及び議会議員のあるべき姿を全般的に検討し、これを改革する目的で議会改革検討特別委員会の設置を求める決議を提出するものである。

以上、設置決議の趣旨説明をさせていただきましたが、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（小川勝範君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第12号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、発議第12号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第12号を採決いたします。

発議第12号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、発議第12号は原案どおり可決されました。

お諮りします。発議第12号議会改革検討特別委員会設置決議についてが可決されましたので、委員を選任する必要があります。そこで、議会改革検討特別委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第1とし、議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、議会改革検討特別委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議会改革検討特別委員会委員の選任

議長（小川勝範君） 追加日程第1、議会改革検討特別委員会委員の選任を議題にします。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後2時01分

再開 午後2時19分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りします。議会改革検討特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、清水治君、棚橋敏明君、広瀬武雄君、土田裕君、広瀬捨男君、熊谷祐子君、若井千尋君、堀武君の以上8名を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、議会改革検討特別委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これより、議会改革検討特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思っております。議会改革検討特別委員は、第2議員会議室に御参集ください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしく願いをいたします。

それではしばらく休憩をします。

休憩 午後2時21分

再開 午後2時50分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

議会改革検討特別委員会の委員長には堀武君が、副委員長には熊谷祐子君が決定しましたので、御報告いたします。

ここで、議会改革検討特別委員の堀委員長から就任のごあいさつをいただきます。

議会改革検討特別委員会委員長（堀 武君） ただいま特別委員会の委員長を仰せつかりました堀武でございます。これから特に議会運営というのは非常に重要な位置を占めることになると思います。そのためによりよき議会という方向性をつけるために努力したいと思っております。その意味でも皆さんのお力と御支援のほど、ひとつよろしく申し上げます。

議長（小川勝範君） 議会改革検討特別委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続調査の申し出が提出されました。

お諮りします。この件を日程に追加し、追加日程第2として、議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、この件を日程に追加し、追加日程第2とし、議題とすることに決定をしました。

#### 追加日程第2 閉会中の継続調査申出書について

議長（小川勝範君） 追加日程第2、閉会中の継続調査申出書についてを議題にします。

お諮りします。議会改革検討特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をしました。

#### 日程第17 発議第15号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第17、発議第15号幼児教育及び施設検討特別委員会設置決議についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 幼児教育及び施設検討特別委員会設置決議について御説明申し上げます。

発議第15号幼児教育及び施設検討特別委員会設置に関する決議について。

提出者、熊谷祐子、賛成者、西岡一成議員、同じく土屋隆義議員、同じく広瀬捨男議員の賛成を得まして、瑞穂市議会会議規則第13条の規定により、議長に提出いたしました。

お手元に配付されております設置決議の趣旨説明を行います。

設置内容といたしまして、名称、幼児教育及び施設検討特別委員会。設置の根拠、地方自治法第110条及び委員会条例第6条。目的、保育所及び幼稚園について、幼児教育及び乳幼児の数の増加に対する施設整備のあり方を調査・検討するため。委員の定数、5人以上8人以下。

提出の理由といたしまして、瑞穂市は、今後10年間に乳幼児の数が大きく増加すると予測され、保育所及び幼稚園について、質の高い幼児教育及び財政的に過剰投資とならない効率的な施設整備計画が必要とされております。

そこで、人格形成期の幼児教育を担う保育所及び幼稚園について、今後の幼児教育及び施設整備計画を調査・検討する目的で、幼児教育及び施設検討特別委員会の設置を求める決議を提出するものです。

非常に簡潔に提出理由をまとめましたが、なお4点つけ加えます。

1．現在、少子化対策として、厚労省管轄の次世代育成支援行動計画の特定14事業に見られるように、預かり保育等に非常に重点が置かれています。しかし、同時に、幼児教育の観点からの検討・施策も必要であること。

2．平成19年3月末の文部科学省幼児教育担当課の通知によれば、平成20年4月から幼稚園の子育て支援事業として2歳児からの入園も可能になっております。瑞穂市立幼稚園がこの方針に沿った施策をもし行うとすれば、公立保育所の未満児の待機児の増に対して軽減につながる可能性があると思います。

3．瑞穂市では、平成19年10月から中学校卒業までの医療費の完全無料化が実施されております。これに伴い、今までにも増して市内で子育てをする人の増加があります。この人たちに對して教育内容及び施設整備の責任を果たすことが求められております。

4．現堀体制がスタートしてまだ2年足らずでございますが、市役所の執行部並びに職員の皆様におかれましては、山積する課題に対し日々御奮闘いただいております。議会の側もこれに歩調を合わせて、課題に積極的に取り組むべきであると考えます。

以上、理由を申し上げましたが、議員の皆様におかれましては、この特別委員会設置の趣旨をぜひ御理解いただきまして、御賛同いただきたく思います。

特にPTA会長経験者も多数おそろいでいらっしゃいます。もし御賛同いただけない場合は、ぜひ提案理由についての懸念、不備等、御理由をお聞かせいただきますと、私もさらに考えを深めることができると思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（小川勝範君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第15号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、発議第15号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

11番（松野藤四郎君） 議席番号11番 松野でございます。

発議第15号幼児教育及び施設検討特別委員会設置に関する決議でございますが、本日午前中に議会運営委員会を開催いたしました。この件について、その内容と趣旨説明を求めましたところ、提出者と賛成者との意見集約ができておらず、再提出となった経緯がございます。この間、貴重な時間が費やされたというふうに思います。

そこで、提出に当たっては、内容等を十分理解して提出を願いたいというふうに思いますし、なぜこのようなことになったのか、提出者から御意見を求めます。以上です。

議長（小川勝範君） 提出者、熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） けさの議運では、皆様にお手間をとらせまして失礼いたしました。

経過を申し上げますと、この特別委員会の名称が、最初の段階では「幼児教育の施設検討特別委員会」となっておりました。そこに「及び」という字を入れました。理由を申し上げますと、きのうの夕方までに事務局と会派等で相談しまして最初の名称で考えたわけですが、私としては、施設のみであっても、施設を検討する場合には、もちろん中身の検討がなければ施設は決まってこないわけですから、幼児教育の内容まで含まれるものと思って、事務局もそのように思われたんだと思いますが、そのようにしましたが、確かに会派で検討しました結果、よく小川議長も言われますが、「そのことだけ言ってください」というふうにおっしゃられて、私もちょっと反論したことがございますが、もし「施設」と書いてあれば、本当に施設のことだけというふうに思われる嫌いが大でございますので、正確を期しまして「及び」と入れて、きちんと二つ並べることにいたしました。大変御迷惑をおかけいたしました。失礼いたします。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 議席番号13番 小寺徹でございます。

提案されました幼児教育及び施設検討特別委員会設置に関する決議について質問をいたします。

今議会の一般質問で、ほづみ幼稚園の問題について、4名の方がいろいろな角度から論議がされて、その中で、幼児教育のあり方、制度についてはほぼ路線が決まっておったんじゃない

いかと私は理解しております。一つは、幼稚園教育では、ほづみ幼稚園を公設公営で行っていく。さらに幼稚園教育を3歳児から5歳児まで行っていく。3歳児から5歳児ですから、それに見合う幼稚園の園舎を、耐震等を含めて改築していくと、そういう方向が一般質問の中ではっきりしてきました。さらに保育所については、保育所も3歳児から5歳児の保育を行うと。現在5歳児を受け入れていない保育所については、今後、施設の増築・改築をしながらそういう体制をとって、3歳児から5歳児の保育を確立していくと。さらにまた9月の議会の中では、堀市長は、保育所は公設公営でいくということを明言されております。そういう点では、幼児教育のあり方、体制についての基本的な路線は、ほぼ今議会の一般質問の中で明確になってきたと私は理解をしておるわけでございます。

あえて議論をするならば、施設の問題で幼稚園の改築をどうしていくか、さらに保育所の増改築をどうしていくかということを議論していく必要はあるなあと。それは各常任委員会で論議していけばいいのか、こういう検討委員会が必要かどうかということになりますと、幼稚園は文教常任委員会、保育所は厚生常任委員会と、二つの常任委員会にまたがるという点で、総合的な議論ができないということならば、この検討委員会で両方の問題をあわせて検討していくということが必要なあと私は感じるわけですが、その辺の提案者の思いは、幼稚園教育と施設検討を、どのような検討をしていく必要があるという思いがあるのか、お尋ねをしたいと思います。以上です。

議長（小川勝範君） 提出者、熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 質疑をありがとうございました。

ただいまの小寺議員の質疑の内容は、ほづみ幼稚園の民営化は、もう公設公営が確定している。それから、3歳から5歳までということも確定していると。それから保育所の3歳から5歳というのも確定しているので、ほかにどのような検討が要するのか、常任委員会も二つの常任委員会にまたがって検討していくところもあるということも言われました。

これに対して申し上げますが、まず、先ほどの提案理由の中で申し上げましたが、現在、幼稚園は2歳児も、幼稚園の子育て支援事業の拡大というのがございまして文科省から出ております。厚労省ではなくて、文科省から出てございまして、これで2歳になってすぐに幼稚園に入ると。特区に昔は限っていたわけですが、特区とは限らなくなっておりますので、もうことしの4月からこれを受け入れることができます。したがって、この2歳児を受け入れるかどうかの検討も必要だと思います。それから定員の問題ですね。現在ですと定員が390人ですが、3歳児から受け入れるとなると、300人がちょっと無理かなというくらいだそうです。瑞穂市は乳幼児が増加することがもう明らかにわかっているわけですので、この定員を、例えばお話がありました清流みずほ私立幼稚園の規模のように、390人を守るということになると、施設の耐震化以外に大規模増改築とか新築の場合も考えられます。これも課題です。また、現在、

保育所は3歳から5歳ではなく、未満児を預かっておりますが、瑞穂市はこの未満児の増加が顕著でございます。今議会の補正予算のところでも説明がございましたように、未満児の待機児童がもう公立では受け入れられない状態になっており、清流みずほでは定員以上に預かっております。それから無認可のところにも、現在もう公立の保育園では預かれないので、お願いして預かってもらっている状態ですので、未満児に対して保育所は今後どうしていくかということがございます。

つまり、ほづみ幼稚園を、これから2歳児の受け入れと、あと定員を何人にするかということによりまして、保育所がどの程度必要かという精査をしなければならぬわけですね。それをきちんとしないことには過剰投資のおそれもある。土地を買うとなれば余計そうです。ほづみ幼稚園は3,000坪ありますから、あそこで例えば各幼稚園、保育所に対して、10年後は減っちゃうという予測があるわけだから、過剰投資にならないように、じゃあこの際市が持っている土地で少し多目の定員にしようとか、そういう保育所と幼稚園の定員の兼ね合いによって土地購入と施設を決定しなければならないわけです。

このようなことが、もちろん行政はこれから大変なお仕事をなさってくださいませるわけですし、それから議会の方も、2常任委員会で、特に議案に出ない場合は協議会ですので、協議会で検討もされることと思いますが、協議会では記録にも残りませんし、現在の瑞穂市にとって非常に大きな解決しなければ、そして責任を果たさなければいけない課題に対して、議会が一丸となって取り組んでいくということで、議会としての検討特別委員会を提案させていただきました。ぜひ市議会も、市役所におくれをとらずに、ここで立ち上がって、私たちも一緒になってやっていきますという姿勢を、市民の皆様、特に子育てをする若いお父さん、お母さんたちの、そしておばあちゃん、おじいちゃんたちの期待にこたえようではありませんか。ぜひ御理解ください。よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 13番 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 今の答弁でいきますと、幼稚園を2歳児の幼児もするかどうか検討したいと、さらに保育所の未満児の保育ということでございます。

私、まだ勉強不足でようわからんのですけれども、2歳から教育というより、子育てと教育とどう違うのかということですね。そういう点で、要するに幼児教育というのは、そういう未満児や2歳の幼児まで含めた、子育てまで含めたあり方を考えるということで理解していいかどうかということ。

もう一つは、二つの常任委員会にまたがるので、そこを別個じゃなくて、両方からお互い両面的に検討して、定数の関係も出てくるということと、どういう施設がいいかということを検討していく委員会をつくと、そういうふう理解していいかどうか、確認をしたいと思

ます。

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 2歳児のことについて先に話させていただきますと、幼稚園の2歳児の預かりについては、幼稚園教育としてではございません。文科省が出しているわけですが、これは教育ではなくて、2歳になった時点で、幼稚園の子育て支援事業が大変拡大されていて、この一つとして幼稚園で2歳児を預かることが可能になっておる、こういうことです。もう一つは小寺議員がおっしゃいましたとおりです。常任委員会、それも協議会で話し合っているわけですから、一部の議員が協議会という場でなく、法的根拠のある特別委員会として、瑞穂市議会の議員全体で取り組むと、こういうふうに持っていきたいなという提案でございます。以上でございます。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 9番 山田隆義君。

9番（山田隆義君） 熊谷祐子提出者にお尋ねするわけですが、幼児教育及び施設検討特別委員会設置に関する決議、非常にこれはいいことだと思います。と思いますが、やはり自分の行動、経緯、そうしたことを踏まえて提出をしていただきたいと思います。

と申し上げますのは、幼児教育、保育については非常に活動家の有力な一議員であるということは市民はよく知っておると思うんです。それであればあるほど、言動については責任が重いと思うんですね。それをなぜ私が申し上げるかと言いますと、行政のトップ、堀市長は、過去において、幼稚園の施設においては公設民営化も含めて検討したいと言われたと私は思います。ところが、熊谷祐子議員は、署名運動を過去にされたと思いますが、その署名の内容を聞いておりますと、公設民営化に堀市長は決めたと。そんなことをしておったら、幼児教育ほど大事な時期はないので、そんなことはあかんというような反対運動の中での署名運動をされたと思うんです。その中身の詳しいことはよく僕も見ておりませんが、お母さん方が何人か私のところへ見えた。瑞穂市は幼稚園は公設民営化になってしまったんやねえと。そんなことあるかなあと。民営化になっておらへんよと。そんなこと言ったって、署名運動をやっておったと。民営化、民営化で、もう民営化したら大変なことになってしまうと、反対しないかんよと。署名運動をやってござる。私らお母さん方はみんなそうって言うておるよと。そんなことない。そんな民営化したら大変やで、乳幼児教育は大事な時期なので、民営化に私は反対するよと。そんなことを言ってみええへんよと。そんなこと言ったって署名運動をやっておるがなど。そういうことがありました。

だから、私は、今議会で幼稚園の問題についてはいろんな議員が一般質問されまして、横山教育長は、公設公営でいくと。ずうっといくつもりであると解釈されてはいかんの、まあ10

年間ぐらいは公設公営でいくけれども、人口の動向、経済動向も見ながら、瑞穂市の流れを見ながら、その後のことはよくわからんけれども、少なくとも10年ぐらいは、当分の間は公設公営でいくと言われたわけですね。その内容、なぜ公設公営でいくかというその必要性についても言われたし、幼稚園の改修の規模についても、耐震性を含めた悪いところの改修はするということと言われておるわけですね。そういうことの中でまたこれが出てきたと。そういう署名運動もなされていなければいいですよ。署名運動もなされておった。それについて、公設公営ということを引きちと明示されておるわけですね。堀市長も、私は公設民営化なんて言った覚えはないと言っておられるわけですよ。市民は大変な疑念を持っておられます。それについての釈明をされておるかどうか。その上でこの提出がなされたかどうか。それはほごとして、これをそのときの状況によって出したというのかどうか、その提出者の質の問題について、お考えについてお尋ね申し上げます。

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） ただいま山田隆義議員の質疑の内容は、多分2点おっしゃったと思いますが、1点は、既に市は公設公営を決定しているのに、なぜなお検討が必要かというようなことを言われましたが、これは最初の趣旨説明においても、また小寺議員の質疑に対しましても御説明申し上げたとおりでございます。

もう1点、署名運動についての市民の方の声に対してどのように釈明するのかというような質疑でいらしたと思いますが、まず、署名運動をしたのは私ではございません、手伝いましたけれど。まず相談を受けましたので、これは申し上げましたけど、誤解があるようですから、ちょっと丁寧にもう一回させていただきますが、9月24日に若園議員による一般質問で、この議場で民営化という言葉が取り上げられ、25日翌日、新聞2紙に出て、翌々日が運動会だったわけですね。ですから、私が運動会へ行きましたときに、お母さんたちから、どうなるのというようなことを受けました。そのときには、新聞に書いてあるとおり、議会で一般質問が出て、新聞でこれから検討されるという、あのとおりだというふうに申し上げましたが、不安が広がったわけですね。翌日、つまり28日にお母さんの一人から、どうしたらいいか相談したいという電話がかかりました。そこから私としてはスタートしたわけです。あそこのチラシにもありますように、市民の方が代表になっております。これはブログの中でももう既に報告しているんですが、私は署名運動の相談を受けましたときに、「99.9%、もう市がやろうとしていることをひっくり返すのは無理だよ。それでも署名運動をするの」というふうに聞いたんですね。署名というのはとっても大変ですので、お母さんたちがすると決めれば、私だって手伝う意思はあるわけですから、大変負担になりますし、政務調査費もないわけで、多分私もいろんな相談上出費もあるでしょうしということとは予想できましたから、エピソードを話せば、「あんたたち、そんな署名運動をしたいとって、幾らお金を出せるの」とまで聞きました。お母

さんたちお2人が「1,000円」と言いました。私はそのとき1,000円じゃできないとおなかで思いました。でも、それじゃあできないから、私もお金がないし、やめようよとは言えませんでした。だから、これに関しては、これからカンパもほんのちょっとありましたから精算もするんですけれど、紙代も印刷代も電話代も非常にかかっておりますけれど、あくまで私は手伝いでございます。そういう事情でございますので、熊谷さんが署名運動をしたということ言う方がいたら、もう一回チラシをよく見てくださいと。どこでもこの内容は、1,000円の話はあまりしたことがないですけど、同じことを書き、申し上げておりますので、誤解でございますので、ぜひお心広く私のこの事情を真っすぐにお受けとめいただきたいと思います。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

9番（山田隆義君） 提出者の熊谷議員は、私は署名運動は手伝いをしただけだと、代表としてはやっていないということを言われました。しかし、市民は熊谷議員が奔走してやっておられると、だから間違いないと、みんな一生懸命署名しておるよと。民営化になったらあかへんで、民営化と市長が言っておるで、その反対の署名運動だて署名しないかんと。私に「本当でしょう」と言われた。いや、違うと、民営化なんてうたっていませんよと。検討するまでは言われた覚えがあるけれども、民営化なんて決定しておらへんよと言ったら、そんなこと言っただけで、熊谷議員さんが一生懸命奔走してやっておられるで、そんなもの間違いないわ、あの人は保育所とか幼稚園の教育には熱心やでと。そのぐらい議員の言動というものは重いんですよ。行政においても、市長の発言は、普通の人が発言するのと違って、非常に重い影響力があるんですね。議員さんも、特に熊谷議員は、幼稚園とか保育所の教育に対してはどえらい熱心だと、皆さんに知れ渡ってしまっておるわ。だから、熊谷さんは、とにかく市長が民営化すると言っておるで、反対で、そうなったら教育の低下につながるということで、大変なこっちゃん。3,000坪の幼稚園の敷地は無償提供だと。財産をそんなことでやってもらったらあかへん。それで反対運動をやっておるんやよと、こういうことを言っておられるわけですね。その責任は大きいと言うんです、私は。その釈明の上に立って、公設公営と行政が言ったから、それについて保育の仕方、効率的な設備投資、そういう問題を具体的に議会としても運動して、しっかり両輪のごとくやれということならば、私は賛成もやぶさかではないんだけど、そういう議員の使命の重い言動について、きちっと責任をとった上で提出されておるかどうかと、それが重いんです。だから、私は、熊谷議員を責めるわけじゃありませんよ、いいことをやらねや私は賛成するわけですから。しかし、市民はそういう思い、信用しておるわけですよ。だから、それが違っておったわけですから、それについてきちっと市民に釈明をしてもらわないかん。釈明した上でこれを提出するとおっしゃるんだったら、私も前向きに検討したいんです

けど、その辺はきちっと釈明した上で提出されておるかどうか、もう一遍お尋ねします。

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君、なるべく簡単をお願いしたい。

3番（熊谷祐子君） このような質疑で、皆様お忙しいしお疲れのところ、お時間をおかけして申しわけなく思います。

今の御質問に手短にお答えしたいと思います。

民営化の内容につきましては、勝手に書いたわけではなく、一般質問で内容と、それから堀市長には3回、親と一緒に会い確認しているということをお知らせしました。私は3回でしたが、お母さんたちは2回にわたって市長とお会いし、民営化の内容をきちんとお聞きして、そこで、これは署名する以外にないと決心されたわけです。署名をする前にも、きちんと堀市長にお会いしに行きまして、2回目でしたから、1回目にもうこういう内容で民営化することをお母さんたちは確認されて、もうする以外にないとというふうに分かれて、私たちはこういう署名活動を考えていますということをお知らせし、ごあいさつというとおかしいですけど、きちんとお話しに行かれています。ですから、私が勝手にしたというのは非常に誤解でございます。

なお、一言つけ加えさせていただきますが、堀市長は非常にはっきりと御自分のお考え、信念を包み隠さず、お母さんたちにも、私が聞きにいったときにもお話しされました。この内容について私たちは反対したわけですが、御自分の信念や考え方をごまかすことなくといいますか、隠すことなくといいますか、話されたという、私は堀市長に対しては非常に信頼を覚えました。つまり、責任ある立場の方というのは、割とつかみどころがないような、これはどうなんでしょうかというのをずうっと私も経験してきましたので、非常にいろいろ困ってましたので、今度堀市長になられまして、これだけ反対運動が起きたこと自体、そしてその市民の声を謙虚に受けとめられたこと自体、やっぱり堀市政に変えてよかったんだよ。もちろん自分もよかったんだと思っていますし、よかったんだよ、そういうことなんだよというふうに市民の方にも、フォローではなく、はっきりと御説明申し上げています。非常にわかりやすく、話し合いができる瑞穂市政になったことは、やっぱり瑞穂市としては前進しているということをお知らせし、とても希望が持てるまちだと私は思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君、なるべく簡単をお願いします。

9番（山田隆義君） 私、簡単に申し上げます。

私の質問に対して、食い違いを的確に答えていないんですね。きちっと市民にその食い違いを説明した上で、釈明した上でこれを提出されておれば、私はそれ以上言いませんが、理屈をくりくりくりくり回して答弁されておるだけであって、自分の口で解釈をうまくくりくりして答弁されておるだけじゃありませんか。だから、それ以上私は、何遍言っても時間がたつばかりでございますので申し上げますが、いいことではあるけれども、納得できません。それだ

けです。

議長（小川勝範君） 答弁はよろしいですね。

〔「もう必要ありません」と9番議員の声あり〕

議長（小川勝範君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 19番 若園五朗君。

19番（若園五朗君） 19番、新生クラブ、若園五朗です。

今回、熊谷議員の提出によります幼児教育及び施設検討特別委員会設置の中に、目的のところに、幼児がふえるから施設整備のあり方を調査・検討するということが書いてございます。その中に、幼児教育、保育教育のあり方、運営、ここが今一番大事なことだと思うんですね。保育教育、要するにゼロ歳から幼児がふえるから施設整備も調査・研究するんじゃなくて、運営、あり方を検討するという、この項目が目的の中にないなあと私は思いました。

そして、第1次総合計画、平成18年3月にできています。この中の19ページに、年少人口、ゼロ歳から14歳、平成27年には8,000人と書いています。ところが、今現在5万1,097名と人口がふえています。総合計画の人口想定を27年でもそんな状態で、ところが、今どんな状態になっているかという、ゼロ歳から15歳、もし仮に足した場合、現在、平成20年度で8,000人なんです。この総合計画の27年では8,000人と言っておるんですけども、市の想定の中からすぐ早く乳幼児の無料化によって転入してくる。県庁も近い、非常に魅力ある瑞穂市だということである中で、今後の瑞穂市の幼児教育の、教育委員会からこういう資料ができています。福祉部長の方も、今言っている保育園のあり方について、例えば早朝保育、延長保育の希望、そして保護者の考え方、これはこちらに出ているんです。こちらはまだ作成中なんです。今一生懸命みんなが質問した中で、市長は一生懸命模索している。9施設の中で5施設を整備していきたい。耐震施設整備、そして統合していくのかどうするか、牛牧第一のことについても一生懸命考えている。その中で、行政の仕事、議会の仕事、市民の希望を一生懸命やろうというときに、議会が先行しちゃうと大混乱になるんです。

僕は、今回の市長の答弁の中で、いろんなことがあって、人口もふえている、施設もこういうふうにはやらないかん。それもわかる。マニフェストもやらないかん。いろんなことがあるんですけども、今一番大事なものは、執行部が今後、この周辺は今民営化しています。財産が公設公営、そして公設民営、あるいは民設民営という、運営の仕方はいろいろあると思うんです。ところが瑞穂市は、昔からの公設公営の歴史があり、例えば各務原、岐阜市、大垣市は歴史があって民営化しているのが現状なんです。そこでも市役所が応募して、うまく配分しているんです。その目的をしっかりと、そういうことを踏まえて今回の特別委員会を設置したか。慌てて今回特別委員会をつくることについて、僕は時期尚早だと思います。なぜこんなに早くつくら

なあかんのか。執行部がある程度の素案をつくった段階で特別委員会をつくればいいじゃないか。そしてもう一つ、厚生常任委員会があるので、そこで十分協議し、それからある程度熟度が高まった段階で特別委員会を設置すればいいかと僕は思いますので、僕の言った内容について御説明をお願いします。以上です。

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） たくさん質疑をいただきましてありがとうございます。こうやって議会、議員がお互いの議論の中でやっていきたいと、特別委員会で、そう思うわけです。特別委員会をつくれば議会が先行して混乱するというのは、間違いではないでしょうか。

特別委員会というのは、御承知のように、委員と、それから関係の執行部の方においでいただきまして、資料もお出しいただきまして、ともに検討していくものではないでしょうか。そういうやり方なわけですから、特別委員会を設置したので議会が先行して混乱するということはないと思います。以上でございます。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長（小川勝範君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 9番 山田隆義君。

9番（山田隆義君） 9番 山田でございます。

反対の立場で討論をさせていただきます。

熊谷祐子議員におかれましては、大変教育については熱心である、そういうことについては非常に尊敬を申し上げております。しかし、やはり是正すべきことはきちっと是正をし、筋を通して、襟を正していくことが、より一層市民の信頼を得ることになるわけですね。公設民営化、その中で私は代表じゃない、しかし、フォローはしたということを言っておられる。これは弁明なんです。あなたがフォローするということは、市民から見れば、熊谷さんが言っておるんだから本当だよと、みんな思っているんですよ。そのぐらい責任が重い。その責任に対してきちっと市民に発信していない。簡単に言えば、ブログで発信しやいいんですよ。それもやっていない。やっていない上でこういうものを提出される。こういうことについては、私は疑問符を投げかけずにおれません。一つそういうことです。

もう一つ。行政は、非常に幼児教育は大事だから、公設公営でやりますよと。それから費用対効果を非常に大事にして、最少の経費で最大の効果を上げるということで、耐震工事を含めた改修、悪いところは直すという内容でやると。それから、世話をする場所としては、3歳、

4歳、5歳と。熊谷議員は、できれば1歳も入れた方がいい。そうすると、1歳、2歳だと、教育の方ばかりだったら、頭でっかちになりますよ。私はそれは納得しませんね。小学校へ上がる義務教育の前の幼稚園は、しっかりと基礎勉強をさせる必要があると思いますので、私は、幼稚園というものは公設公営でやるべきだと思っています。しかし、熊谷議員は、先ほど提案理由の中で、できれば1歳も2歳もということも検討したいと。だから、そういう発想は僕は納得できません。だから、この提案については時期尚早であると思います。

特に、行政が知恵を絞って、幼稚園の運営、公設公営、工事の内容、それから世話をする年齢等、あらゆることを網羅し、近隣の運営状態も網羅して、今後詰められると思います。詰めた結果、議会へ提案されますので、それによって、こんな内容ではでたらめだということになれば、状況によっては、常任委員会でだめであるならば、特別委員会をつくって幾らでもできるわけですから、頭を絞る前からこちらが特別委員会をつくってしまって、特別委員会だからといってガーガー言うと、本当にいい知恵がしぼんでしまうんですよ。だから、大いに知恵を絞って仕事をやるところが行政なんです。知恵をしっかり出してもらって、いいものをつくっていただけることを私は期待しておりますので、初めからそれをとめるような特別委員会は、僕は必要ないと思います。内容自体全部必要ないとは言いませんが、時期尚早であると思っておりますので、この提案については反対をするということで、反対討論の一員とさせていただきます。よろしくをお願いします。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 先ほどの質疑と今の山田議員の反対討論を聞いておって、まず一つ、山田議員は話を無理やりこじつけて、だれに対してアピールしているんですか、そのことを申し上げたい。なぜかという、民営化をしていく考えであるということは、市長が明確な考えに基づいて言われておるわけですね。しかし、それがそうならなかったということは、市長の考えにおいて変化をする何らかの要因があった。その要因は一体何であるかということは、それは市長に聞かなきゃわからない。ただ、結果として民営化しないという方向を結論づけられたということであって、そのことと、熊谷議員が、民営化される、それじゃ困るから署名運動をやっておる、それはけしからんじゃないかなんてというようなことは、全く内容的に関係のないことであって、一体どこに向けて鉄砲を撃っておるんやというふうな話になりはしませんかということなんです。そこを押さえておかなきゃいかん。

あと、若園議員の二元代表制の観点から僕はきちっと言いたいと思うんですけども、同じ問題に対して、今回の場合は幼児教育という問題ですけども、それについて執行部の側がそれなりの機関をつくる。そして議会がまた同じ問題についてこういう特別委員会をつくるとい

うことは、あっていいことだと思うんです。これが二元代表制だと思うんです。それが十分お互いに研究されて、いろんな委員会だとか本会議の場でまさに活発に論議されて、最終的に調整されていいものができるということは住民にとって好ましいことであって、決して混乱が起こるという問題ではないと思うんですね。ただ、あまり議会在が、執行部がやっているのにあまり介入をするということではなくて、議会として、有識者も入れて議論を聞いて、本当に勉強していくという、まじめな意味でやるということは、僕は大事なことだと思うんです。それはむしろ議会はどんどんどんどんそのほかの問題についてもやらなければいけない問題だ。形だけつくって、やったという形跡だけ残すのが我々の仕事ではないと思うんです。だから、それをつくるときには、それだけの決意を持って提起をしていただかなければならないと思うんですね。

それから、小寺議員も、保育所の問題については、3歳児から5歳時、幼稚園については公設公営、3歳児から5歳児まで、それに見合った園舎ということ、基本的な方向も決まっているというお話があったんですけども、やっぱり保育所についても、共働き世帯がどんどんふえてくる中で、ゼロ歳児保育の問題等も含めて、まだまだ課題があるわけなんですよ。さらにはまた幼稚園の問題についても、さっきの2歳児を受け入れるとすれば、その是非もあるし、あるいは受け入れるとすればどういう問題があるか、いろいろ議論しなきゃならないんですよ。これは何も遅い問題ではないんです。今まさにそういう課題が提起をされておるんです。それを我々が問題意識を持って受けとめて、まさしくほかの自治体に先行して努力をしていくということはあってもいいことだと思うんです。

ですから、私が思うには、個人的な感情的な問題もあろうかと思えますけれども、新生クラブであれ、改革であれ、公明党であれ、共産党であれ、民主党であれ、そういうことにとらわれずに、本当に住民全体の差し迫った問題についてどう考え、取り組んでいくかということは大事な問題なんだと。そういうところでの議会としての信頼関係をしっかりお互いに持ち合えば、しょうもないところでの個人的な感情的対立というものは、具体的に昇華されていくのではないかというふうに私は思っております。

ですから、いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたように、保育所についても、まさしく子育て支援の問題を含めて、幼稚園もそうです。働く女性たちが働き続け、生き続けていくための保育所や幼稚園をどうつくっていくのかという側面からも検討する課題もあろうかと思えます。ですから、これをつくることが特段反対をするようなことにもならないんじゃないかというふうに思っておりますので、私は賛成という立場で討論をさせていただきました。以上です。

議長（小川勝範君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第15号を採決します。

発議第15号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立少数です。したがって、発議第15号は否決されました。

#### 閉会の宣告

議長（小川勝範君） これで本日の日程はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

平成20年第4回瑞穂市議会定例会を閉会します。

閉会 午後3時52分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成20年12月18日

瑞穂市議会 議長 小川勝範

議員 小寺徹

議員 若井千尋